

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当し、2週間以上の期間にわたり、常時介護を要する状態をいう。

「日常生活動作」（第1表）の歩行は、排泄、食事、入浴、着脱衣の5項目のうち、全部介助が1項目以上および一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。

「問題行動」（第2表）の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為、失禁の7項目のうち、1項目以上が重度または中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

〔第1表〕日常生活動作

項目 \ 態様	自分で可	一部介助	全部介護
歩 行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	・付添いが手や肩を貸せば歩ける	・歩行不可能
排 泄	・自分で昼夜とも便所のできる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる	・介助があれば簡易便器のできる ・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
食 事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のまま食べさせなければ食事ができない
入 浴	・自分で入浴ができ、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので、全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている。 ・清拭を行っている。
着脱衣	・自分で着脱ができる	・手を貸せば着脱できる	・自分でできないので、全て介助しなければならない

〔第2表〕問題行動

項目 \ 程度	軽 度	中 度	重 度
攻撃的行為	攻撃的な言動を吐く	乱暴なふるまいを行う	人に暴力をふるう
自 傷 行 為	自分の衣服を裂く、破く	自分の体を傷つける	自殺を図る
火 の 扱 い	火の不始末をすることがある	火の不始末がときどきある	火を常にもてあそぶ
徘 徊	ときどき部屋内でうろうろする	家中をあてもなく歩きまわる	屋外をあてもなく歩きまわる
不 穏 興 奮	ときには興奮し騒ぎたてる	しばしば興奮し騒ぎたてる	いつも興奮している
不 潔 行 為	衣服等を汚す	場所をかまわず放尿、排便をする	糞尿をもてあそぶ
失 禁	誘導すれば自分でトイレに行く	時々失禁する	常に失禁する